

【besta 美庄ヨガ 会員規約】

第1条【語句の定義】

- besta 美庄ヨガは専用の美庄ベルトを巻きながら行うヨガです。
- 会員とは本規約に合意され会費をお支払いされている方を指します。
- 施設とは besta 美庄ヨガのスタジオを指します。
- 運営会社とは SIC 株式会社を指します。

第2条【施設の運営目的】

besta 美庄ヨガは本規約にもとづき、会員が心身の健康の維持と増進を図り、健全な社交の場として会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条【施設の運営責任】

SIC 株式会社が施設の運営・管理を行います。

SIC 株式会社

〒101-0021 東京都千代田区外神田 1-18-19 新秋葉原ビル 3F

代表者 浅野忍土

問合せ窓口 03-3526-2980

第4条【会員制】

- 女性専用です
- 会員は本規約に同意し、第3条の運営会社と契約をします。
- 会員は施設利用時に会員証を提示します

第5条【入会資格】

- 戸籍上女性であること
- 本規約および個人情報取り扱い規約に同意していること
- 所定の書面により健康状態を確認できていること
- 妊娠をしていないこと
- 伝染病またはその他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していないこと
- 過去に除名処分を受けていないこと
- 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではないこと
- 刺青をされている方は縦×横 15センチ以内に収まる場合のみ入場を可能とします
- 20歳未満の方は保護者の同意を必要とします
- スタッフの指示事項および本規約の言葉が理解できるかた
- そのほか前各号に類する事項に該当しないと運営会社が判断していること

第6条【入会手続き】

- 第5条の入会資格を満たすことを条件に、入会希望者が所定の入会申込書に署名の上、これを提出した時点で入会契約は成立します。
- クレジットカードによる支払が不可能であった場合には第18条による通知をもって会員除名を運営会社はすることができます。その場合にも会員は入会金、施設の利用にかかる費用相当分、他にかかる諸費用の支払いを免れることはできません。

第7条【入会金、会費および諸費用】

- 入会金は入会手続きを行った「会費発生日」から発生します。
- 会費は会費発生日より選択するコースにより所定の金額をクレジットカードでお支払いいただきます。
- 会員資格を継続するためには会費発生日よりコースにより定められている日付までにクレジットカードでコースにより定められている金額を支払う必要があります。
- 運営会社が受領した入会金、会費および諸費用は原則として返還しません。
- 退会後の再度入会される場合には、入会金をお支払いいただきます。
- 会費および諸費用は会員資格を有する限り、現実にはスタジオ利用がなくとも支払義務を有します。

第8条【会員資格の取得】

- 第6条の手続が完了した時点で会員資格を得たものとします。
- 会員資格は他に貸与または譲渡することはできません。
- 前項にかかわらず、運営会社は入会を承認しない場合もあります。その場合には承認しない理由を明示する必要はないものとします。

第9条【会員証】

- 会員は施設を利用する際、会員証を提示しなければなりません。
- 会員証は記名された方の使用以外、第三者への譲渡・貸与はできません。
- 会員証を紛失又は破損した場合、再発行を申請するものとし、それに伴う費用を支払うものとします

第10条【会員情報の変更】

- 会員種別の変更を希望される場合には前月11日（11日が休業日の場合は前営業日）から月末までに運営会社へ所定の変更届を提出することに

よりその翌月より変更することができます。

- 会員情報の変更については所定の変更届により速やかに提出していただきます。

第11条【告知義務および通知義務】

- 会員は申込書、確認書そのほか運営会社が定める書類において事実を告知するものとします。
- 会員が前項にもとづき告知した事実に変更が生じた場合には会員は速やかに運営会社にその旨を伝えます。運営会社は所定の手続きを行います。
- 会員が前項の義務を怠ったことにより会員または第三者に生じた一切の損害について運営会社は責任を負わないものとします。

第12条【確認】

- 会員は加圧による危険について運営会社から説明され確認しました。
- 会員は既往症がある場合や身体的に不安がある場合の申告、および加圧の利用について支障がなく健康であることを所定の書面で表明しました。

第13条【予約】

- 会員が選択したコースにより契約期間中に予約できる回数が異なります。契約期間を超えた予約をすることはできません。
- 予約した日に利用できない場合には予約した日にちの前日までに振替日程を所定の手続きにより設定することができます。この場合でも契約期間を超えた予約はできません。
- 会員は予約をしたレッスンをキャンセルする場合にはレッスンの2時間前までに所定の方法でスタジオへ連絡します。
- キャンセルにより振替ができる回数はコースにより異なります。

第14条【遵守事項】

- 会員は自らの体力と運動能力、体調を考慮し無理のない範囲でヨガを行います。
- 会員は高額な金銭、貴重品を施設に持ち込みません。所持品の管理は会員が自らの責任で行い、紛失、盗難、破損による損害を運営会社が負うことがないことを確認しました。

第15条【損害賠償責任の免責】

- 会員が施設の利用に際して会員自身が受けた損害に対して運営会社は運営会社の故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を一切負いません。
- 会員同士の間が生じたトラブルについても運営会社は一切の関与をしません。

第16条【会員の損害賠償責任】

会員が施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、運営会社または第三者に損害を与えた場合には会員はその損害の責を負うものとします。

第17条【継続手続き】

- 会員は契約期間の延長を行う場合には、所定の書類に署名の上、クレジットカードで支払いをします。運営会社は所定の手続きを行います。
- 会員は契約期間の延長を行った場合にはその金額を支払います。

第18条【退会】

- 会員は契約期間が終了すると自動的に退会となります。
- 退会后、所定の手続きを行うことで再入会ができます。

第19条【会員資格喪失】

契約期間が満了、会員が運営会社より除名されたとき、死亡したときに会員資格は喪失します。

第20条【会員除名】

会員が以下の各号に1つでも該当する場合、会員は会員資格を喪失します。運営会社はすでに支払された入会金、会費および諸費用の返還はいたしません。また除名処分となっても在籍中の会費および諸費用はお支払いいただきます。

- 契約期間が満了し、継続契約を行っていないとき
- 本規約その他運営会社が定める規則に違反をしたとき
- 会員資格条件を故意に偽り運営会社の誤認による入会が判明した場合
- 運営会社の名誉と信用を著しく傷つけ、または秩序を乱した場合
- 他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為を行った場合
- 正当な理由なく他の会員やスタッフを面談、電話その他の方法で拘束する等の迷惑行為を行った場合
- スタッフの指示に従わなかった場合
- 刃物、火器など危険物を施設内に持ち込んだ場合

- 他の会員との協調を欠き、その他著しく会員にふさわしくない行為があったと運営会社が認めた場合
- 施設内で宗教活動、販促活動、営業活動、政治活動などを行った場合
- 犯罪行為を行ったと判断された場合
- 運営会社、他の会員、第三者の名誉業損や身体暴力、財産侵害および性的嫌がらせなどがあった場合
- 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力と運営会社が判断したとき
- 薬物やアルコールなどの摂取により酩酊状態で施設へ立ち入りをしたとき
- 違法薬物服用者と運営会社が判断したとき
- スタッフに対する他運営会社や他社への就職あっせんや引き抜き行為が判明したとき
- 各号に準ずる行為を行ったとき
- その他運営会社が会員としてふさわしくないと判断したとき

第21条【施設の閉鎖、休業】

運営会社が次の各号に1つでもあてはまると判断したとき、施設の全部または一部の閉鎖もしくは休業をする場合があります。その場合緊急の場合を除き1週間前までにその旨を期間中利用予約のある会員にお知らせします。全会員への告知はホームページで行います。

- 気象災害その他外因的事由によりその災害は会員に及ぶと判断した場合
- 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合
- 感染症が発生した場合
- 定期休業、臨時休業等による場合
- その他重大な事由によりやむを得ない場合

第22条【利用の禁止】

会員が以下の各号に1つでも該当する場合、運営会社は会員の施設利用を禁止することができます。その場合、運営会社はすでに支払された入会金、会費および諸費用の返還はいたしません。また利用日の振替をすることはできません。

- 高額な金銭、貴重品、貴金属等を施設内に持ち込んだとき
- 伝染病、感染症その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を持つと運営会社が判断したとき
- 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を発する疾病を有すると運営会社が判断したとき
- 飲酒、薬物などの影響下にあると運営会社が判断したとき
- 医師から運動を制限されている場合
- 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力と運営会社が判断したとき
- 小学生以下のお子様の同伴をされたとき
- 男性の同伴をされたとき
- その他正常に施設利用ができず、運営会社、他の会員、第三者の権利を侵害の恐れがあり、危害を与えるなど会員としてふさわしい行動をとれないと運営会社が判断したとき

第23条【諸費用の変更ならびに運営システムなどの変更】

- 運営会社は本規約にもとづいて会員が負担すべき諸費用を運営会社が必要と判断した場合には、会員に事前連絡をすることなく変更することができます。
- 運営会社は施設運営システムについて運営会社が必要と判断した場合には、会員に事前連絡をすることなく変更することができます。
- 運営会社は本規約について運営会社が必要と判断した場合には、会員に事前連絡をすることなく変更することができます。
- 前3項の変更はホームページ上で変更する旨を開示します。

第24条【管轄の合意】

本会則および市移設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【クレジットカード規約】

第1条【定義】

会員は入会金、会費および諸費用の支払いはクレジットカードで行います。

第2条【注意事項】

- 会員の支払いに利用したクレジットカードが何らかの事由により使用不可能であった場合、会員資格を取得または継続することができません。
- 会員は会員とクレジットカード会社の契約に基づき行われる請求、支払いなどの一切の行為に関して自らの責任においてこれに対応するものとします。

【個人情報取り扱い規約】

第1条【語句の定義】

「個人情報」とは、会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述などにより当該会員を識別する事ができるものを言います。

「当社」とは、SIC 株式会社に属する他業態、関連会社を指します。「当クラブ」とはベスタヨガを指します。

第2条【利用目的】

- 当社は、お客様の個人情報を、その利用目的をお知らせした上で、適切な範囲内で取得いたします。
- 当社は、お客さまの個人情報を、以下の目的のために利用させて頂きます。
  - 本人確認、連絡・キャンペーン、セールなどのご案内
  - 電子メール配信サービスのメールを配信
  - 販売促進用資料・アンケートなどのご案内
  - イベントや新サービスのご案内
  - 当社が運営する各業態のお知らせ ・顧客分析
  - 提携会社等の商品やサービスの各種ご案内
  - マーケティング活動・商品開発

第3条【利用の範囲】

当社は、お客様の個人情報は、お知らせした利用目的の範囲内で利用し、お客様の同意無く利用目的以外には利用いたしません。

第4条【安全管理】

- 当社並びに当クラブは、個人情報の取り扱いに関する規定を整備し、個人情報の管理者を選任し、また、役員・従業員・派遣社員等に周知・教育する事で、個人情報を適切に取得・利用・提供します。
- 取得した個人情報について、適切な安全措施を講じる事により、個人情報の漏洩、改ざん、滅失またははき損の防止及び個人情報への不正アクセスを防止する事に努めます。

第5条【第三者への提示・開示】

当社グループ並びに当クラブは、以下のとおり会員の個人情報を共同して利用します。

共同して利用する個人情報の項目：

会員が所定の申込書に記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先（会社名・所属部下・役職・住所・入社年月日）、メールアドレス、家族情報、居住状況、入会のきっかけ、会員種別、会員番号等、会員の属性に関する情報（入会手続き後に御に当社が会員から通知を受けるなどにより知りえた変更情報を含む。以下同じ）契約の種類、申込日、契約日、振替口座、金額などの契約情報および会員の契約に関する利用情報

共同利用する者の範囲：当社グループ並びに当クラブ

共同して利用する目的：会員の各種契約及びその利用状況の管理、販売促進用資料・アンケートなどのご案内、マーケティング活動・商品開発。

共同して利用する個人情報の管理について責任を有する物：

当社グループ並びに当クラブ

第6条【紹介・訂正・削除】

- 会員は、当社グループ並びに当クラブに対し、それぞれが保有する当該会員に関する個人情報を開示するよう請求する事ができます、開示を求める場合には、第9条のお問い合わせ窓口で連絡のうえ、当社若しくは当クラブ所定の方法により請求して頂く物とします。
- 前項による開示の結果、万一当該情報の内容が不正確または誤りである事が明らかになった場合、当社並びに当クラブは、第2条に規定する利用目的の達成に必要な範囲において、速やかに当該情報の訂正、追加または削除に応じる物とします。

第7条【個別対応】

- 当社もしくは当クラブは、会員になろうとする者がご入会の申込に際し申込書に記載すべき事項の記載を希望しない場合および本方針の全部または一部に同意しない場合、ご入会をお断りすることがあります。
- 前項の規定に関わらず、当社もしくは当クラブは AT カンパニー株式会社の業務遂行に必要な最小限の個人情報の共同利用に同意しない方のご入会をお断りする事があります。

第8条【お問い合わせ窓口】

会員の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ、または紹介・訂正・削除・苦情、その他お問い合わせについても、下記までご連絡ください。受け付け手続き詳細は、お問い合わせ頂いた際にご案内申し上げます。

お問い合わせ対応窓口：

〒101-0021 東京都千代田区外神田 1－18－1 9 新秋葉原ビル 3F

問合せ窓口 03-3526-2980

第9条【本方針の改善・変更】

当社は本方針について、継続的改善に努めます。また、法令などの変更その他当社の事情により、本方針を変更する事があります。